

公売公告兼見積価格の公告

岩手中部土地改良区公告第57号

令和3年9月21日

岩手中部土地改良区
理事長 及川 哲朗



下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条の規定により公告します。

記

1 公売財産の名称、所在及び見積価格並びに公売保証金 公売公告別紙 1	
2 公売の方法	入札
3 公売の日時	入札 令和3年11月10日 午前10時00分
	開札 令和3年11月10日 入札終了後
4 公売の場所	岩手中部土地改良区 大会議室
5 売却決定の日時及び場所	令和3年11月17日 午後2時00分
	岩手中部土地改良区
6 代金納付期限	令和3年11月17日 午後2時00分
7 公売保証金納付期限	令和3年11月9日 午後3時00分
8 買受人の資格その他の要件	公売公告別紙2のとおり
9 配当を受けることができる権利を有する者の権利の内容の申立てについて	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権その他のその財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を土地改良区に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は土地改良区賦課徴収課に用意してあります。
10 注意事項	(イ) 見積価額以上の入札者がいないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。
	(ロ) 公売による権利移転及び権利抹消等の登記費用は、買受人の負担となります。
	(ハ) 予告なく公売を中止する場合がありますので、事前に実施の有無を確認してください。
	(ニ) 公売に参加するは、納付期限までに公売保証金を納付する必要があります。ただし、買受代金を売却決定の日に納付する場合は、公売保証金の納付は必要ありません。
	(ホ) 入札受付の際「買受適格証明書」が必要となりますので、北上市農業委員会へ令和3年10月5日までに申請してください。
	(ヘ) 入札についての注意事項など詳細を記載した「入札のしおり」は当土地改良区にそなえておきますので、事前にご確認願います。

岩手中部土地改良区公告第57号別紙1

売却 区分 番号	公 売 財 産					見積価格 (円)	公売 保証金 (円)
	番 号	地 番	地 目	地 籍 (㎡)	賃借権又は 地上権の 内 容		
1	北上市相去町下寒田清水	104番	田	2,290	-	650,500	65,000
	北上市相去町下寒田清水	118番	田	1,699	-		
	北上市相去町下寒田清水	119番	田	2,516	-		

不動産の概要

- ・ 公売に参加する場合、北上市農業委員会から交付を受けた買受適格証明書が必要となります。
- ・ 隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者の間で行って下さい。
- ・ 現状引き渡しとなります。岩手中部土地改良区では、農地整備は行いません。
- ・ 岩手中部土地改良区は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- ・ 公売財産は公簿面積とし、実測面積と異なる場合において、土地改良区では責任を負いません。
- ・ 3筆一括での公売となります。

以上

岩手中部土地改良区公告第57号別紙2

買受人の資格及びその他の公売の条件	
買受人の制限	公売保証金を納付しない場合、その他公売公告の条件に違反した場合又は国税徴収法第92条及び第108条の規定により、買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることはできません。 公売財産が農地等の場合は、都道府県知事または農業委員会の発行する買受適格証明書が必要です。
委任状の提出	代理人が入札する場合は、委任状が必要です。
開札の方法	入札書は、入札者の前で開札します。
最高価申込者の決定	入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者を最高価申込者（落札者）とします。 最高価額の入札者が2人以上あるときは、同価の入札者間でさらに追加入札を行い、追加入札の価額がなお同価のときは、くじで最高価申込者を決定します。 なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることを要します。
次順位買受申込者の決定等	最高価申込者に次ぐ入札者（ただし、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上の者）で、次順位による買受申込者に対して次順位買受申込者の決定をします。 次順位申込者の納付した公売保証金は、一定期間保管します。 最高価申込者の決定を取消したとき、又は売却決定を取消したときは、次順位買受申込者に対して売却決定をします。
再度入札	見積価額以上の入札者がいないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。
入札書についての制限	一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。 金額を訂正した場合、若しくは、同じ公売財産に複数枚の入札書を提出した場合は無効とします。
買受人決定	最高価申込者を買受人とする。
買受代金の納付	買受人は買受代金（入札価額から公売保証金を控除した金額）を納付期限までに納付しなければなりません。なお、買受代金の分割納付はできません。
権利移転の時期	買受代金を完納した時とします。したがって、買受代金完納後は買受人の所有となりますから、財産の毀損、焼失等による損害は買受人の負担となります。なお、農地法の手続きが必要なものについては、農業委員会の許可があったときに権利を取得することとなります。
権利移転に伴う費用	公売による権利移転及び権利末梢等の登記費用は、買受人の負担となります。
売却決定の取消	買受人が買受代金を納付する時までに滞納者が滞納金額を完納したとき、又は、買受人が買受代金を納付期限までに納付しない場合、その他公売代金納付後でも公売処分を取消すべき事由があるときは、売却決定を取消します。
公売保証金の返還	公売保証金を納付し入札したが、最高価申込者あるいは次順位買受申込者とならなかった場合には、公売終了後、公売保証金を返還します。
公売保証金の帰属	買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないために売却決定が取消されたときは、公売保証金は滞納者の滞納金に充当します。なお、残余があるときには、滞納者に交付します。 ただし、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、土地改良区に帰属します。